

さいたま市建設工事総合評価審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事において、総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札を行う工事（以下「対象工事」という。）に関し、技術提案等の中立かつ公正な審査・評価等を行うため、さいたま市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 対象工事の選定に関する事項
- (2) 対象工事の落札者決定基準に関する事項
- (3) 入札参加者の提出した技術資料のうち「施工計画の適切性」、「技術提案」及び「技術提案を実現するための施工計画」の評価に関する事項
- (4) 前号に対する説明請求に関する事項
- (5) 工事の履行状況の評価及びペナルティ（減点及び違約金徴収）の実施に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、工事所管課が属する部（所）（以下「工事所管部」という。）ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は、工事所管部の担当次長をもって充てる。ただし、これによりがたい場合は、工事所管部長が別に定める。
- 4 副委員長及び委員は、工事所管部の職員のうちから委員長が任命する。
- 5 委員長に事故がある場合は、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した副委員長（第3条第5項の場合を除く。）及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の出席を求めて意見を聴取することができる。
- 5 委員長は、議案が軽易である場合は、各委員に合議して会議に代えることができる。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、各工事所管部において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。